

入塾約款

第1条 (契約の成立)

ひらめき実践塾入塾契約者 (以下「甲」という) は、入塾契約書 (以下「契約書」という) の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日、ひらめき実践塾 (以下「乙」という) に対して入塾の申し込みを行い、乙がこれを承諾した場合において、契約が成立します。

第2条 (役務の提供および対価の支払)

1 役務の提供

- 乙は、甲に対し、乙の定める学習指導カリキュラムの中から、甲が選択した契約書記載の内容の役務を提供します。
- 乙は、原則1カ月に4回 (1週間に1回) の授業を実施致します。但し、授業が学校行事や長期休暇などの妨げとなることを避けるため、1カ月に3回若しくは5回の授業を行うことがあります。このため、乙は各月開始の1カ月前までに、甲に対して授業日程表を提供します。

2 対価の支払い

- 甲は、入塾金、授業料、その他契約書に記載された金額を、乙に対して、以下の要領で支払うこととします。
- 支払方法は、銀行口座振込とします。振込に手数料がかかる場合は、その手数料は甲が負担するものとします。
 - 授業料の支払期日は前月20日までとし、その他の支払期日については契約書に示す時期とします。

第3条 (学習指導の形態)

学習指導の形態は、一斉指導とし、所定の教室内で所定の指導時間内に一人の講師が授業形式で指導するものとします。

第4条 (学習指導の開始日)

本契約において、学習指導の開始日とは、契約書に記載した契約期間の開始日とし、所定の教室において学習指導がなされている限り、現実の受講の有無は問わないものとします。

第5条 (学習指導の実施場所)

乙は、契約書記載の場所において学習指導を行います。但し、やむを得ない事情がある場合には、他の場所へ移動することがあります。

第6条 (学習指導期間と契約期間)

- 学習指導期間は、契約書に記載された契約期間内とします。
- 契約期間は1カ月を基本とします。
 - 甲または乙による契約解除の意思表示がない限り、ひらめき基礎コースは小学4年生修了月まで、ひらめき応用コースは小学校卒業月まで、本契約は1カ月ごと自動更新されるものとします。その際の更新料は発生しないものとします。

第7条 (関連商品)

学習指導上、購入が必要な教材はありません。

第8条 (解約)

- 甲からの解約については以下の通りとします。
 - 契約期間開始前の場合
乙は、契約期間開始前に甲から契約解除の意思表示あった場合は、契約の締結及び履行のために通常要する費用として、1万円 (入塾金相当額) を損害賠償請求できるものとし、それを超える金額を受け取っている場合は、その金額を全額返還するものとします。
 - 契約期間開始後の解約
甲は、契約期間開始後に契約解除を希望する場合、契約解除を希望する月の5日までに乙に意思表示するものとし、解約日は月末とします。また、甲の意思表示が5日を過ぎた場合は翌月末を解約日とします。
 - 契約期間開始後の即時解約
甲が、第8条(2)によらず、乙に対して直ちに契約解除したい旨の意思表示をした際は、当月の授業料及び契約解除によって通常生ずる損害の額として1カ月分の授業料に相当する金額を損害賠償請求できるものとします。
 - 甲が、契約解除を乙に意思表示する際は、文書またはメールにより実施するものとします。この際、乙が文書を受領またはメールを受信した日を意思表示した日とします。
- 契約解除月に、授業料の割引等の適用を受けている場合、その適用を無効とし、通常支払うべき金額を請求します。
- 乙の事情変更等に基づく解約にあたっては、契約解除月の翌月以降の授業料等は徴収しないものとします。
- 返還金がある場合は、乙は甲の指定する方法で、解約の意思表示を確認した日から30日以内に返還するものとします。
- 未納金がある場合は、甲は契約書に定める方法で、解約の意思表示をした日から30日以内に支払うものとします。

第9条 (強制解約)

- 乙は、甲または塾生が以下の各項に示す事由の一つでも該当する場合に、本契約を解除できるものとします。
- 授業料等の費用を納入期日から1カ月以上滞納した場合
 - 塾生の欠席が理由なく1カ月以上続いた場合

- 塾生が講師の指示に著しく従わない場合
- 他の塾生の妨げになる行為が著しくみられる場合
- 乙に不当な要求をした場合
- 乙の名誉を著しく傷つけた場合

第10条 (休塾)

- 甲は、塾生に以下に示す事由が発生した場合、乙に対して休塾申請をし、乙がそれを承認した場合において、休塾申請した月の翌月のみ休塾できるものとします。
 - 予期しない怪我又は病気により、長期の入院が予想される場合
 - 予期しない怪我又は病気により、長期にわたり通塾が困難と判断される場合
- 授業料については、休塾申請を乙が承諾した場合に休塾月分のみ免除することができるものとします。
- 休塾申請期間は1カ月とし、休塾月を継続して申請できないものとします。
- 休塾月に甲から解約の意思表示があった場合は、授業料の免除を無効とし、乙は第8条第1項に準じて授業料等を請求できるものとします。
- 甲が、乙に対して休塾申請をする際は、文書またはメールにより実施するものとします。この際、乙が文書を受領またはメールを受信した日を休塾申請した日とします。

第11条 (臨時休講)

- 乙は、以下に示す場合において臨時休講をする場合があります。
 - 地震・台風等の天災などにより、塾生または講師に対して危険が生ずると判断した場合
 - 講師の怪我、緊急入院などにより、授業をすることが困難と判断した場合
 - 講師の親族の緊急入院または葬儀が生じた場合
 - その他、当塾が使用する施設の管理者の都合により急遽施設の使用が停止された場合
- 乙は、臨時休講する場合の上記項目のうち、(1)の場合を除き、休講に相当する金額として、月の授業料の四分の一に当たる金額を、甲の指定する方法で、上記事由が発生した日から30日以内に返還します。

第12条 (免責)

- 乙は、以下に示す場合において、一切の責任を負いかねます。
- 授業中において、塾生が乙の指示に従わず、その行動により塾生自身に生じた損害及び塾生自身の不注意により生じた塾生自身の損害
 - 乙の施設外において発生した事故やトラブル
 - 塾生の荷物の盗難及び紛失
 - 塾生の能力が向上しないこと及びそれに起因する損害
 - 乙のアドバイスに従ったことによる甲及び塾生の損害

第13条 (損害賠償請求)

- 乙は、以下の示す場合において、甲に対して損害賠償請求が出来るものとします。
- 第8条第1項(1)及び(3)に該当する場合
 - 第9条に該当する場合
 - 授業料未納の場合については、未納分の授業料及び通常生ずる損害の額として1カ月分の授業料に相当する額
 - その他の事由による場合は、それにより生じた損害に相当する額
 - 第10条第4項に該当する場合
 - 甲または塾生の故意により損害が生じた場合
甲または塾生の故意により生じた損害に相当する額

第14条 (個人情報保護)

本契約に際し、乙が収集した個人情報に関しては、乙の役務の提供及びサービスのご案内にのみ使用し、第三者への提供は行いません。

第15条 (紛争の解決)

- 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、その他本約款に関して紛争が生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
- 本約款に定めのない事項については、民法及びその他の関連諸法によるものとします。

第16条 (約款の変更)

- 社会情勢、その他諸般の状況変化等により、約款の変更が必要な場合は、乙は書面またはホームページ等により甲に対し公表することにより、本約款の各条項を変更できるものとします。
- 第1項における公表は、変更日の1カ月以上前とします。
- 甲は、本約款の変更を理由にして、本契約を解除することができません。